

令和4年2月16日

北本市スポーツ少年団
関係者各位

北本市スポーツ少年団
本部長 小澤 修次

【再周知】まん延防止等重点措置適用期間に係るスポーツ少年団活動について

平素より、北本市スポーツ少年団の活動に特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、1月21日より埼玉県内が、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の適用になっており、先般3月6日までの延長が決定されたところです。

少年団の活動の自粛についても、下記の通り対応して参りますので、各団の皆様方に御連絡を致します。なお、今後の状況によっては、対応を変更、追加させていただく場合もあります。引き続き皆様の御理解、御協力をお願いします。

記

《 期 間 》

令和4年2月9日（水）から当面の間

《 活動内容 》

- ・ 1日の活動時間は集合から解散まで**3時間以内**とする（**1日練習は禁止**）。
- ・ 練習試合、合同練習、体験会を目的とした学校の校庭、体育館の使用は禁止とする。
- ・ 地方大会等の各種大会は、主催者側の大会要項に従う。

《 安全・安心な活動について（必ず守ってください！！） 》

- ・ **参加者名簿の作成や健康観察を徹底し、体調不良の場合の練習参加は認めない。（重要）**
- ・ **風邪の症状が少しでもみられる場合は、練習参加を控えること。**
- ・ 活動中以外は、マスクの着用を徹底する（特に、指導者は常時マスク着用を義務とする）。
- ・ こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒を行い、3密に十分配慮すること。
- ・ 屋内施設を利用する場合は、窓を全開にするなど、換気に十分配慮すること。
- ・ 使用後の施設のアルコール消毒清掃と施錠、閉門の徹底をお願い致します。
- ・ 見守りの保護者は、感染対策のため適切な距離を保ち、最少人数で対応をお願いします。

【注意】

- ・ 各団の感染者が増加傾向にあり、今後も増え続ける場合は少年団の活動休止もやむを得ない状況です。屋内施設、屋外施設に関わらず、感染対策に十分配慮して活動してください。
- ・ 参加者から感染者が出た場合は、速やかに事務局に連絡をお願い致します。

事務局：北本市教育委員会生涯学習課
生涯スポーツ・オリパラ担当
電 話：594-5568（直通）